

# 令和5年度国民健康保険税の改定案の概要について

## ◎ 諮問内容

- 1 県が目指す保険税率統一に向けての令和5年度の国民健康保険税の改定について
- 2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について

## ◎ 背景 5つのポイント

- 1 飯山市国保が令和5年度に県に支払う事業費納付金の金額は5億798万円（令和4年より約55万円減）。【資料1】
- 2 市町村ごとに定められている国保税（料）を令和9年に県で統一し、「資産割」を廃止する。
- 3 平成31年国保運営協議会の答申で統一に向けて「資産割」の段階的引下げ・解消を図るとされ、毎年引下げを行っている。
- 4 現在の飯山市国保の基金現在額は、約1億9020万円。
- 5 団塊の世代が75歳になり後期高齢者医療に加入するタイミングで国保加入者が減少。

資産割の段階的引き下げ・解消を行い、一定の繰越金または基金の確保ができる国保税改定が必要。  
しかし、保険加入者は減少する見込みであるため、できるだけ基金には手をつけず令和5年予算を決算したい。

## ご提案

### 必要最小限の改定

国保税を構成している所得割、資産割、均等割、平等割のうち  
資産割率のみ現行の1/5（令和9年度までの年数割）減額

R4年度13.80%をR5年度11.00%に引下げ【資料2 5ページ】